

## 契約の方法及び入札の条件

### 1 契約の方法

地方自治法施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、同施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

### 2 入札の条件等

#### (1) 入札保証金

福島県財務規則第248条に定める入札保証金は入札金額の100分の3以上の額とする。

ただし、規則第249条各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### (2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (4) 最低制限価格

設定していない。

#### (5) 契約保証金

契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### (6) 履行期間

令和8年1月30日までとする。

#### (7) 委託契約書

別紙「委託契約書（案）」のとおり。

#### (8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。